保険・年金フォーカス

EUソルベンシーⅡにおけるLTG措置等の適用状況とその影響(5)

－EIOPAの2018年報告書の概要報告－

常務取締役 保険研究部 研究理事
ヘルスケアリサーチセンター長 中村 亮一
TEL: (03)3512-1777 E-mail : nryoichi@nli-research.co.jp

1―はじめに

これまでの４回のレポートでは、EIOPA(欧州保険年金監督局)が 2018 年 12 月 18 日に公表した「長期保証措置と株式リスク措置に関する報告書 2018（Report on long-term guarantees measures and measures on equity risk 2018)）」[1]に基づいて、EU（欧州連合）のソルベンシーⅡにおける長期保証（Long-Term Guarantees：LTG）措置及び株式リスク措置に関しての保険会社の適用状況やその財務状況に及ぼす影響について、全体的な状況及び措置毎、国別、会社毎の状況の概要を報告した。さらに、EIOPA の報告書の第 2 のセクションに記載されている LTG 措置や株式リスク措置が直接的に会社の財務状況に与える影響以外の項目のうちの保険契約者保護、保険会社の投資に与える影響について報告した。

今回のレポートでは、EIOPA の報告書の第 2 のセクションに記載されている LTG 措置や株式リスク措置が直接的に会社の財務状況に与える影響以外の項目のうちの、消費者及び商品に与える影響について報告する[2][3]。

以下の章では、UFR(Ultimate Forward Rate：終局フォワードレート)の使用、MA（マッチング調整）、VA（ボラティリティ調整）、TRFR（リスクフリー金利に関する移行措置）、TTP（技術的準備金に関する移行措置）、ERP（ソルベンシー資本要件に準拠しない場合の回復期間の延長）、ED（又は SA）（株式リスクチャージの対称調整メカニズム）、DBER（デュレーションベースの株式リスクサブモジュール）といった８つの LTG 措置及び株式リスク措置の中から、MA、VA、TRFR、TTP の４つの措置を中心に、これらが先に掲げたそれぞれの項目に与える影響についての分析結果を報告している。

---

1 News
https://eiopa.europa.eu/Pages/News/EIOPA-publishes-its-third-annual-analysis-on-the-use-and-impact-of-long-term-guarantees-measures-and-measures-on-equity-ris.aspx
報告書
https://eiopa.europa.eu/Publications/Reports/2018-12-18%20_LTG%20AnnualReport2018.pdf

2 前回のレポートで述べたように、以下の図表及び図表の数値は、特に断りが無い限り、EIOPA の「長期保証措置と株式リスクに対する措置に関する報告書 2018」からの抜粋によるものであり、必要に応じて、筆者による分析数値を加えたり、表の項目の順番を変更する等の修正を行っている。

3 LTG 措置や株式リスク措置の具体的説明については、「EU ソルベンシーⅡにおける LTG 措置等の適用状況とその影響(1) －EIOPA の 2018 年報告書の概要報告－」を参照していただきたい。

 | Copyright ©2019 NLI Research Institute All rights reserved

2―LTG 措置等による消費者及び商品への影響

1｜調査概要

(1)定量的及び定性的情報項目の収集

LTG（Long-Term Guarantee：長期保証）商品の大多数は生命保険契約である。昨年よりも詳細な分析を可能にするために、商品機能に関する会社への情報要求が行われた。これは、各欧州市場における代表的な会社を対象としていた。情報要求の目的は、既存の QRT（定量的報告テンプレート）データに商品の機能に関する詳細情報を追加することだった。

情報要求では、会社は定性的及び定量的の 2 つの情報項目が求められた。

①定量的情報

定量的部分では、QRT S.14.01 に示されているように、全ての有効な商品について、以下の種類の保証のいずれかが存在するか否かが尋ねられた。これらの保証種類は、以前の LTG 報告書で最も一般的な保証種類として識別されていた。

- 利率が契約で明示的に設定されている場合の保証利率
- 死亡時に保証された保証保険金額
- 死亡以外の何らかの理由で支払われる保証保険金額
- 解約返戻金保証
- 年金給付保証
- 保険料返還保証

②定性的情報

情報要求の 2 番目の部分では、商品に対して行った変更とそれらの変更の背後にある理由について定性的な質問を行った。この情報を補足するために、NSAs（National Supervisory Authorities：国家監督当局）は国内市場の概要を説明し、保証付商品の機能と傾向に関する具体的な質問に回答するよう求められた。

(2)参加会社の情報

26 カ国にわたり、全体で 235 の会社が情報要求に参加した。

次ページの図表は、使用されている LTG 措置の組み合わせで分割された、サンプル内の会社の構成に関する詳細を示している。なお、サンプルが市場全体を代表するものとなるために、サンプルには LTG 措置を一切使用しない会社（None）も含まれている。

|Copyright ©2019 NLI Research Institute All rights reserved

図表　サンプル内の会社の構成（適用されている LTG 措置の組み合わせによる）

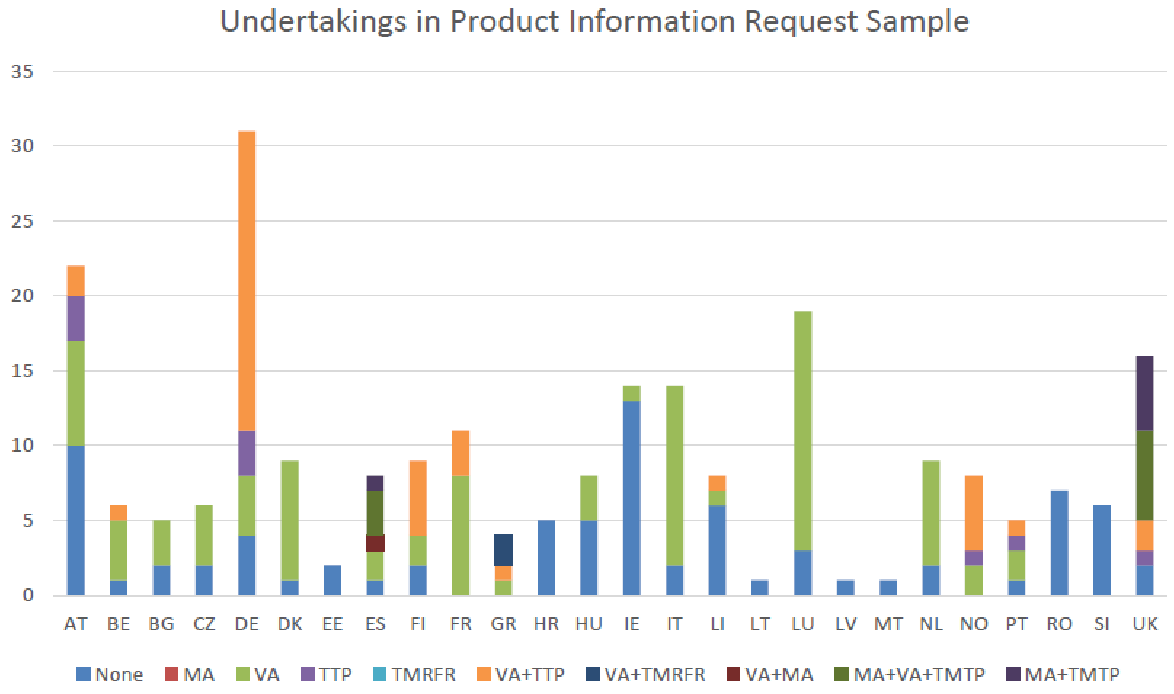

(3)保険商品の3つのカテゴリーへの区分

NSAs によって示された最も一般的な保険種類は、3 つの主要なカテゴリーに分けられた。

1 つは「**伝統的な生命保険貯蓄又は年金関連商品**」で、これらは通常ソルベンシーⅡの保険種類 30（有配当保険）に表示されている。LTG 情報の要求に回答した国のうち、13 カ国がこれらのタイプの商品が自社市場で最も重要な商品の 1 つであると回答した。これらの契約の具体的な特徴は、国によって､そして個々の会社と商品提供によって異なるが､いくつかの一般的な特徴が観察されている。

これらの商品は一般的に長期的な性質のものであり、契約期間中保険契約者に保証された固定金利を提供する。多くの場合、これらの商品には、実際の投資収益に基づく利益分配の形で、保険契約者への追加分配の可能性が含まれている。これらの利益は通常、保険会社の裁量又は所定の計算式を使用して、そして利益が宣言されると保証されるようになることによって、共有される。これらの商品には通常、死亡した場合に保証される保証付保険金額が含まれている。

NSAs によって示された 2 番目の主要商品は、「**ユニットリンク商品**」であり、15 の NSAs　によってその市場の主要商品の 1 つとして言及されている。これらの商品には通常、保証はなく、投資に伴うリスクは保険契約者が負う。NSAs の大多数は、ランオフ（新契約引受け停止）している伝統的な商品よりもユニットリンク商品のますますの売上高の増加を観察していると指摘した。

NSAs によって示される最後の主な商品タイプは、「**伝統的な生命保険保障商品**」である（例：定期生命、養老保険、終身保険）。これらの商品は通常、契約期間中保険料が固定されており、死亡時又はその他の事由に応じて支払われる金額が保証されている。

以下の商品は、特定の国で重要な位置付けを有している。

- 変額年金（アイルランド）
- グループペンション（オランダ、フランス）

 Copyright ©2019 NLI Research Institute All rights reserved

2｜調査結果

(1)保証の利用可能性の概要

①保証付商品の割合（国別）の状況

保証付商品の割合は国によって異なる。16 か国で、少なくとも 1 つの保証が付いている商品が市場の 95%以上を占めている。他の国々でも、フィンランドとアイルランドを除けば、保証付き商品の割合は 50%以上となっている。一般に、保証付商品の割合が低い国では、大量のユニットリンク保険が販売されている。

各国で少なくとも 1 つの保証がある商品の割合に関する詳細な情報は、以下の図表の通りである。

少なくとも1つの保証が付いている商品の割合	国
95%以上	ブルガリア、チェコ、ドイツ、エストニア、スペイン、クロアチア、ハンガリー、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、マルタ、ポーランド、ルーマニア、スウェーデン、スロヴェニア、スロヴァキア
75%以上95%未満	オーストリア、ベルギー、デンマーク、フランス、オランダ、英国
50%以上75%未満	ギリシア、イタリア、ルクセンブルグ、ノルウェー、ポルトガル
50%未満	フィンランド、アイルランド

②保証種類別の状況（商品種類別）

欧州全体では、商品の 84%に少なくとも 1 つの保証が含まれている。最も一般的な保証の種類は、金利保証及び死亡時に支払われる保証保険金額である。全商品の 57%が金利保証（金利保証がゼロの場合を含む）を受けており、全商品の 49%が死亡時に保証された保証保険金額を支払う。なお、この報告書の目的のためには、金利保証を契約において明示されているものとして定義している。

以下の図表は、ソルベンシーⅡの保険種類で区分して、保証を含む商品の割合を示している。

予想されるように、他の生命保険種類に比べて、インデックスリンク及びユニットリンク保険では保証はあまり一般的ではない。

保証の種類	30　有配当保険	31　インデックスリンク＆ユニットリンク保険	32　他の生命保険
何らかの保証	100%	57%	99%
金利保証	89%	15%	49%
死亡保険金額保証	54%	36%	70%
他の保険金額保証	33%	20%	28%
解約返戻金保証	49%	18%	30%
年金給付保証	26%	13%	36%
保険料返還保証	22%	18%	13%

③保証種類別の普及状況（国別）

有配当保険は、殆どの欧州市場で最大の保証のソースとなっているが、この保険種類の中でも最も一般的な保証の状況は各国で異なっている。以下の分析では、「収入保険料でその保険種類内の商品の 50%以上が保証されている場合に、市場で保証が一般的である」と定義している。

次ページの図表は、有配当保険について、各市場でどの保証の種類が一般的であるかに関する詳細な情報を提供している。当該国においてその保証が一般的な場合に「Y」、そうでない場合に「N」と記載されている。

Copyright ©2019 NLI Research Institute All rights reserved

金利保証は殆どの国で一般的であるが、デンマーク、アイルランド、英国の3カ国では「N」となっている。一方で、フランスとスウェーデンでは、金利保証以外の保証が「N」となっている。金利保証、死亡保険金額保証、他の保険金額保証、解約返戻金保証の4つの保証が「Y」で、年金給付保証と保険料返還保証が「N」というパターンが最も多く、10カ国がこのパターンとなっている。

図表　有配当保険で一般的な保証の種類（国別）

	金利保証	死亡保険金額保証	他の保険金額保証	解約返戻金保証	年金給付保証	保険料返還保証
オーストリア	Y	Y	N	Y	N	N
ベルギー	Y	Y	Y	Y	N	N
ブルガリア	Y	Y	Y	Y	N	N
チェコ	Y	Y	Y	N	N	N
ドイツ	Y	Y	N	Y	Y	N
デンマーク	N	N	N	Y	Y	N
エストニア	Y	Y	N	Y	N	Y
スペイン	Y	Y	N	Y	N	N
フィンランド	Y	Y	N	N	N	N
フランス	Y	N	N	N	N	N
ギリシャ	Y	Y	Y	Y	N	N
クロアチア	Y	Y	Y	Y	N	N
ハンガリー	Y	Y	N	Y	N	N
アイルランド	N	Y	Y	Y	N	N
イタリア	Y	Y	N	Y	N	Y
リヒテンシュタイン	Y	N	Y	Y	N	N
リトアニア	Y	Y	Y	Y	N	N
ルクセンブルグ	Y	N	N	Y	N	N
ラトビア	Y	Y	Y	Y	N	N
マルタ	Y	Y	N	N	N	Y
オランダ	Y	Y	Y	Y	N	N
ノルウェー	Y	N	N	Y	Y	N
ポーランド	Y	Y	Y	Y	N	N
ポルトガル	Y	Y	N	Y	N	Y
ルーマニア	Y	Y	Y	Y	N	N
スロバキア	Y	Y	Y	Y	N	N
スロベニア	Y	Y	Y	Y	N	N
スウェーデン	Y	N	N	N	N	N
英国	N	Y	Y	N	Y	N

④保証種類別の状況（商品ステータス別）

ランオフしている商品か、まだ販売されている商品（即ち、商品が顧客によって購入可能である）か、という商品ステータスによってデータを分割した場合、まだ販売されている商品はランオフしている商品よりも含まれている保証が少ない。少なくとも1つの保証を含んでいる商品の割合は、ランオフしている商品の93%に対して、販売されている商品では78%となっている。

次ページの図表が示すように、販売されている商品におけるより少ない保証のこの傾向は、年金給付保証を除く全ての種類の保証について見ることができる。年金給付保証において、ランオフした商品と比較して、販売されている商品の割合が増加しているのは、一部市場でこれらの機能を備えた商品をより多く販売するという会社によるシフトが見られたことによるものである、と説明されている。

 Copyright ©2019 NLI Research Institute All rights reserved

図表　保証種類と商品ステータス毎の保証を有する商品の割合

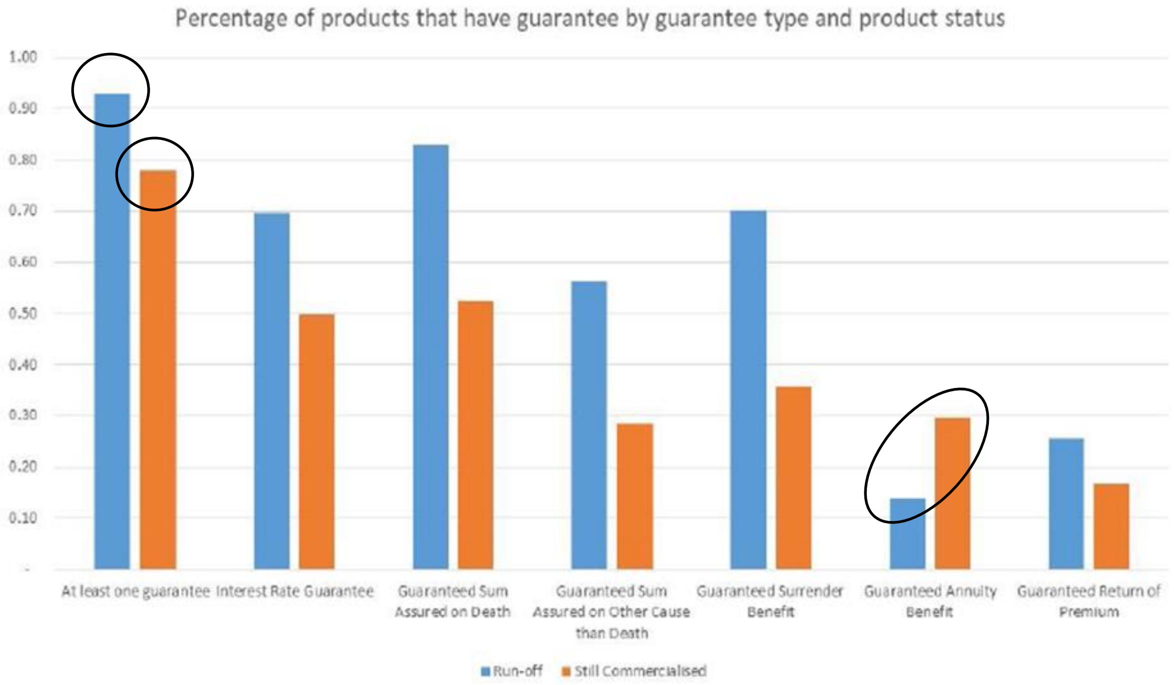

以下及び次ページの３つの図表は、これを３つの保険種類別にみている。

有配当商品においては、現在販売されている商品においても、その全てに少なくとも１つの保証が付いている。ただし、保証種類別で見てみると、現在販売されている商品では、金利保証をしている商品の割合は若干の低下に留まっている（ただし､後述するように保証水準は全体的に低下している）のに対して、死亡保険金額保証と解約返戻金保証をしている商品の割合が大きく低下している。

図表　保証種類と商品ステータス毎の保証を有する商品の割合（有配当保険）

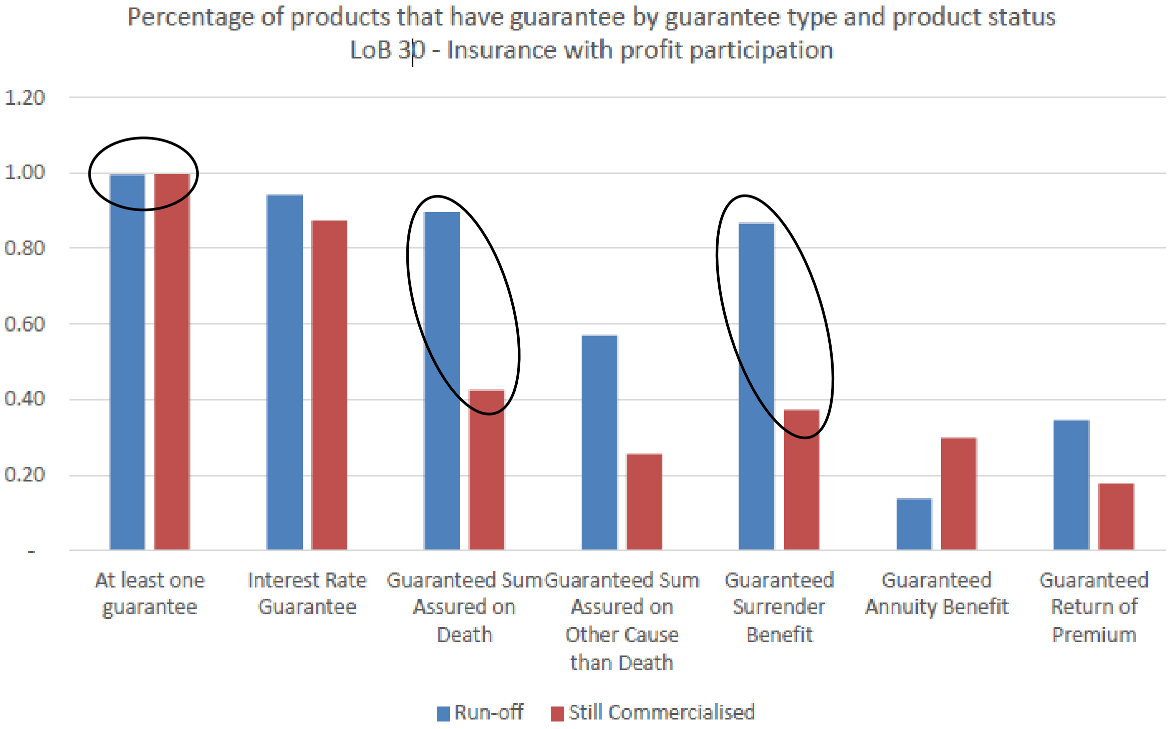

 | Copyright ©2019 NLI Research Institute All rights reserved

インデックスリンク及びユニットリンク保険においては、少なくとも１つの保証を有する商品の割合も 20%ポイント以上低下しており、特に、現在販売されている商品では、死亡保険金額保証、他の保険金額保証、解約返戻金保証を有する商品の割合が大きく低下している。

図表　保証種類と商品ステータス毎の保証を有する商品の割合（インデックスリンク及びユニットリンク保険）

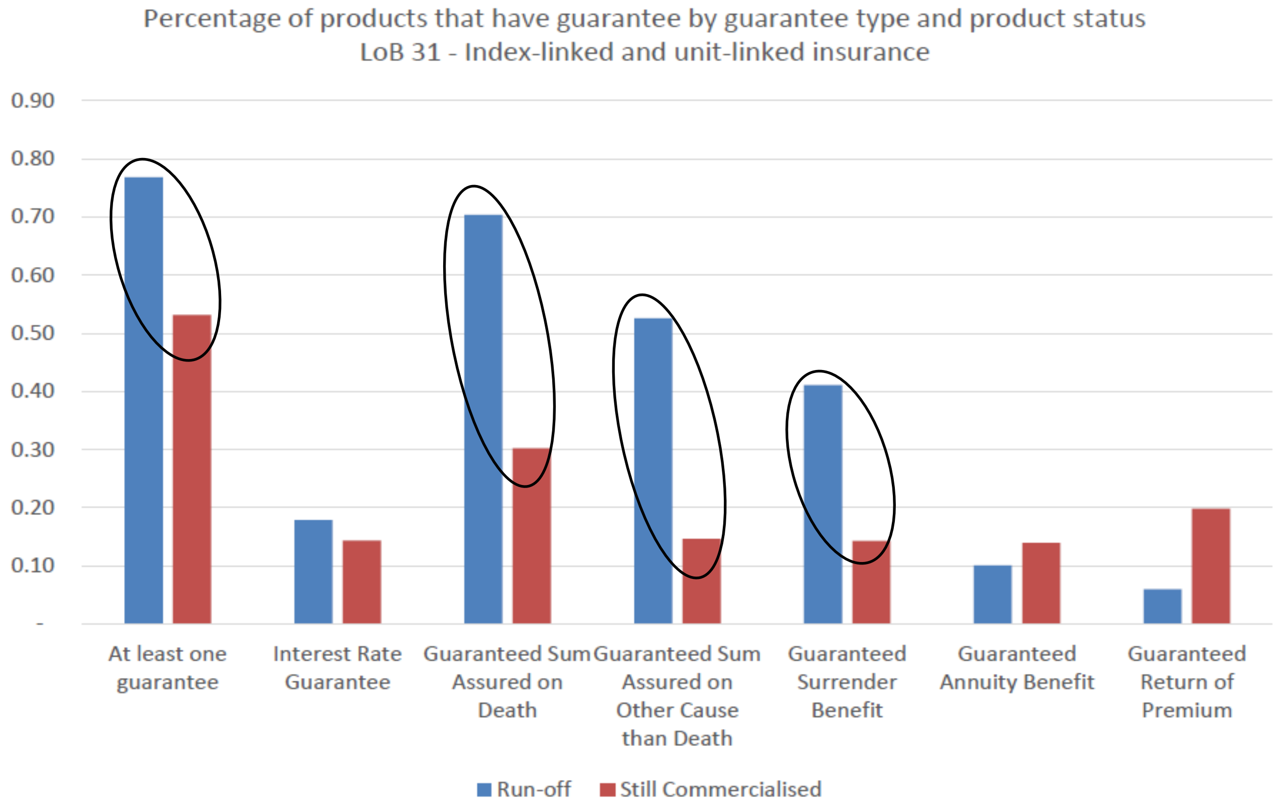

図表　保証種類と商品ステータス毎の保証を有する商品の割合（その他の生命保険）

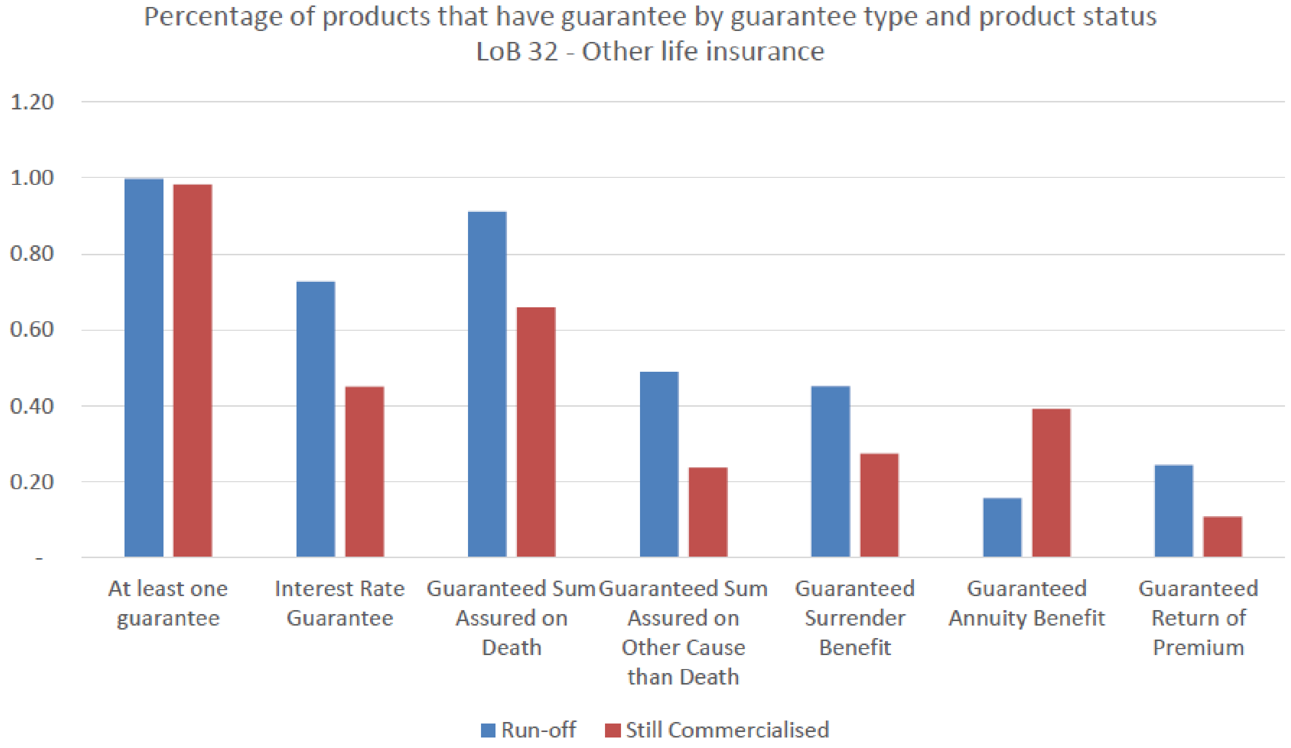

 Copyright ©2019 NLI Research Institute All rights reserved

2つの国（オランダとポルトガル）を除く全ての国内市場のデータでは、ランオフした商品よりも販売中の商品において保証が少ない傾向が見られる。オランダの状況は、部分的には、より低いレベルの保証を有するユニットリンク保険の売上高の減少によって説明することができる。

全体として、保証付商品の利用可能性に関する情報要求に応じて提供されたデータは、前回の報告書及び今年度のアンケートに回答して NSAs が提供した情報と一致しており、両方において、NSAs は保証の利用可能性が市場において減少しているとコメントしている。

(2)金利保証のさらなる情報

EIOPA は、この報告において最も関連があると考えられることから、金利保証を含む商品についてのさらなる情報を求めた。この分析の目的上、金利保証は契約に明示的に設定されているものである。情報要求では、会社は、金利保証が適用されると予想される平均期間、金利保証の規模、及び商品が保証を増加させる裁量的給付能力を有するかどうかについて、詳細を提供するよう求められた。

①金利保証が適用されると予想される平均期間

以下の図表は、各国における、保険種類30（有配当保険）について、金利保証が適用されると予想される平均期間を示している。この文脈における平均期間は、契約の開始から利率が適用されている期間までの合計期間の平均として定義される。この図表は、各会社の商品のそれぞれを期間帯に割り当てるように会社に依頼することによって作成されている。保証期間として会社が「終身」を選択した場合、国毎の平均期間を計算するために他の情報と組み合わせて、これは50年とみなされている。

期間帯を使用する上での正確性に限界があること、及び情報要求への回答における期間の意味合いについて、理解にいくつかの異なる解釈があるかもしれないことから、図表は具体的な値よりもそれが示す傾向を読むべきである、としている。

図表　金利保証が提供される加重平均期間

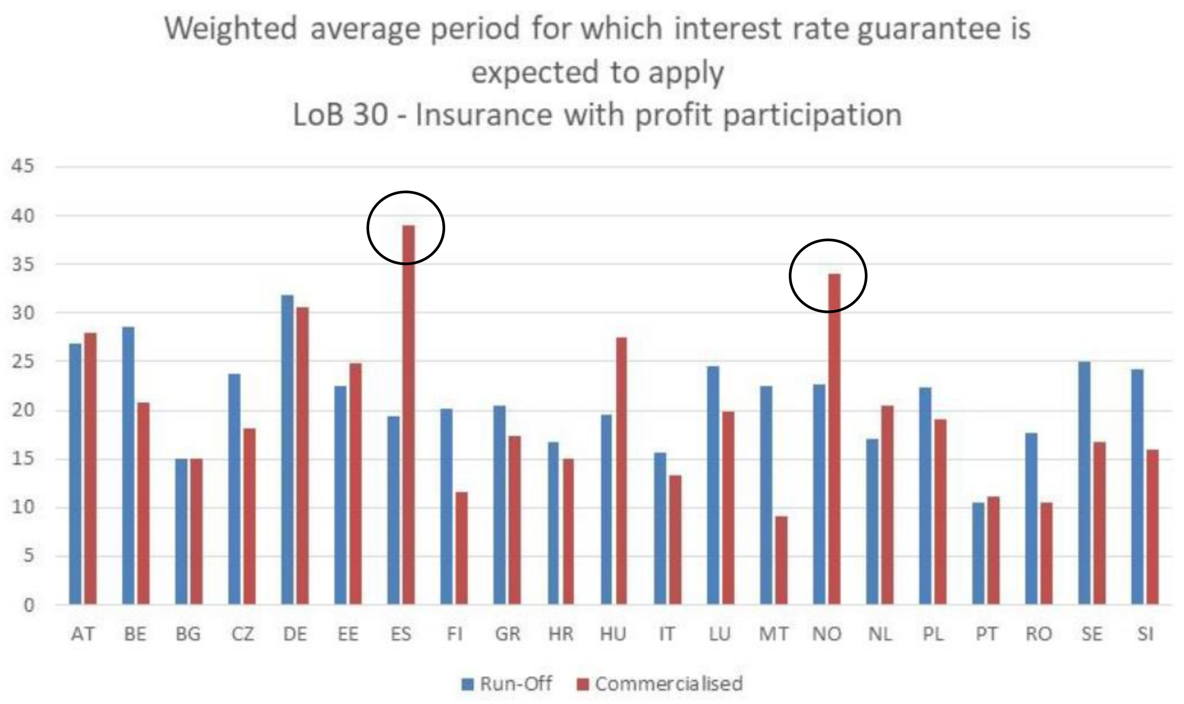

 Copyright ©2019 NLI Research Institute All rights reserved

このデータは、ランオフしている商品とまだ市場で販売されている商品によって区分される。大部分の国において、金利保証が適用される期間は、ランオフしている商品よりも販売されている商品の方が短い。

金利保証が適用される期間が、販売されている商品について有意により長い５つの国がある。スペインとノルウェーはどちらも、終身金利保証を受けた商品の割合が非常に高いため、長い加重平均期間を有している。その他の３カ国は、エストニア、ハンガリー、オランダである。

英国とフランスのデータは図表から削除されている。英国とフランスの両国においては、情報要求への回答で金利保証が適用されると予想される期間が終身であることを示していたので、年数で期間を表示することは不可能であった。さらに、他のいくつかの国は、保険種類 30 のデータが不十分であるため、排除された。

②金利保証が終身である商品の割合

次の図表は、利率保証がある国のうちで金利保証が終身である商品の割合を示している。

英国、フランスに加えて、スペイン、ルクセンブルグ、ノルウェーの合計５カ国での割合が 50%以上となっている。

終身金利保証を有する商品の割合	国
50%以上	スペイン、フランス、ルクセンブルグ、ノルウェー、英国
20%以上50%未満	オーストリア、デンマーク、イタリア、オランダ、スウェーデン
20%未満	ベルギー、ブルガリア、チェコ、エストニア、フィンランド、ギリシア、クロアチア、ハンガリー、マルタ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロヴェニア

③繰延年金商品の金利保証

この情報要求には、積立段階及び支払段階での繰延年金商品の金利保証に関するその他の質問も含まれていた。全体として、約 68%の繰延年金商品に金利保証が含まれている。これらのうち、81%が契約の全期間に適用される金利保証を有し、12%が積立段階にのみに適用される金利保証を有し、そして５%が支払段階にのみ適用される金利保証を有していた。

④将来の裁量給付（FDB）

将来の裁量給付（FDB）に関する情報も収集された。FDB の存在は、金利保証も有している商品と一致する傾向がある。商品の約 50%に見られる最も一般的な種類の FDB は、保証される保証額に影響を与える。FDB がある商品の残りの 50%は、FDB が保証年金給付に影響を与える商品と、FDB が保証保険金額と保証年金給付の両方に影響する商品に均等に分割される。

⑤金利保証の規模

金利保証の規模に関するデータも収集されている。この情報は、QRT 内のデータの利用可能性における制限のために、保険種類 30（有配当生命保険）についてのみ利用可能だが、この保険種類は、金利保証の最も重要な源泉である。

次ページの図表は、各国、全ての商品、及びまだ販売されている商品についての、保険種類 30 の商品の平均保証利率を示している。

全ての国で、まだ販売されている商品の平均保証利率の水準は、全体の平均保証利率の水準よりも

Copyright ©2019 NLI Research Institute All rights reserved

小さくなっている。特に、ドイツ、フランス、イタリア、英国、スペインといった主要国での販売商品の平均保証利率は、商品全体の水準を大きく下回って、1%未満となっている。

一部の国（オーストリア、ドイツ、ルクセンブルグ）では、その減少は、部分的には会社が提供できる保証金利を制限する法律の更新によるものであるが、これは一般的には小さな要因であり、保険会社がいずれにしても商品の保証の価値を低下させてきている。他の国々では、この傾向は、金利保証の水準が縮小しているという NSAs の見解と一致している。一部の NSAs は、金利がゼロまで低下する傾向を観察している。

図表　保険種類 30（有配当保険）の平均保証利率

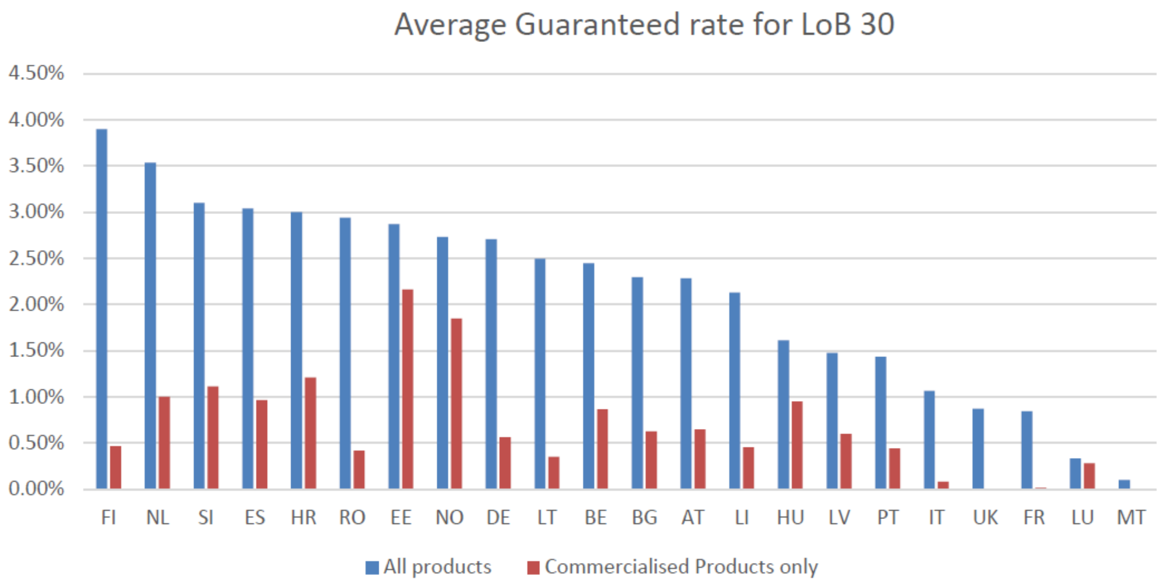

(3)商品の設計と価格設定に対する措置の影響

情報要求の際には、LTG のいずれかの措置が商品の設計と価格設定に影響を与えるかどうかを会社に質問した。

次の図表は、各措置を使用しているサンプル会社の数、及びそれらの会社のうち、商品の設計と価格設定にその措置を適用していると述べた数を示している。

LTG措置	措置を適用している会社数	商品の設計と価格設定に措置を適用している会社数
VA	140	24
MA	16	15
TTP	66	3
TRFR	3	0

価格設定に VA を使用する会社にとって最も一般的な方法は、新商品の価格設定に使用される割引率で VA を考慮することである。他の会社では、新商品の収益テストのシナリオを実行する際に VA を認めている。2 つの会社は、VA が商品の価格設定で考慮する資本保有コストに影響を与えることを示し、1 つの会社は、VA が資本コストとそのボラティリティを削減することで、より低い価格を設定できると述べた。ある会社は、価格設定に VA を使用しているが、現在の VA の規模が小さいため、重大な影響はないとした。

 Copyright ©2019 NLI Research Institute All rights reserved

MA を使用している会社のうち、1 社を除く全ての会社が、商品の価格設定時に MA を使用している。一般的に言えば、会社は MA の要件、特にキャッシュフロー・マッチング、資産の利用可用性及び解約返戻金の制限を満たすように、商品を設計している。いくつかの会社は、MA の価格設定に余裕があれば、競争力のある価格を提供できると述べた。

商品の価格設定に TTP を使用する会社は、毎年 TTP の削減を考慮しているため、これを相殺するには新商品からより多くの収益を得る必要があると述べている。

(4) 長期保証付商品の利用可能性に関する傾向

医療商品に関しては、30 の管轄地域のうち 27 の管轄地域で利用可能性に変化は見られなかった。2 つの管轄地域（ギリシア及びチェコ）では、低利回り環境で保障商品がより戦略的になるにつれて増加が見られた。ある管轄地域（フランス）は、低利回り環境とこれらの商品が大手保険会社にとってより戦略的になっていることから、総保険料収入の観点から、相互会社から大手保険会社への動きが観察されたと報告した。

①有配当保険

有配当保険については、(30 のうち) 16 の管轄地域で利用可用性に変化は見られなかった。そのうちの 1 つ（ポルトガル）では、昨年観察された減少は商品設計の変更によるものであり、調整が現在行われているため、傾向は安定していると報告した。それでも、10 の管轄地域では、低利回り環境と、保険契約者がユニットリンク商品に切り替えることへのインセンティブを会社が与えたことにより、減少傾向が見られた。ある管轄地域（ドイツ）は、伝統的商品から、契約期間全体に対してのみ付与されるより低くより柔軟性のある保証を備えた新商品への強いシフトがあったと述べた。ある管轄地域（英国）では、人気があることが証明された商品の設計と管理の変化について言及した。それにもかかわらず、他の 3 つの管轄地域では、低利回り環境と有配当保険が依然として他の貯蓄商品よりも魅力的であることから、総引受保険料の増加が観察された。最後に、ある管轄地域（ギリシア）は、会社はこの種の商品を提供しなくなったと報告した。

②ユニットリンク保険

ユニットリンク保険に関しては、NSAs によって観測された、有配当商品からの離脱とユニットリンクの増加があるという傾向に関連して、15 の管轄地域はこれらの契約の総引受保険料の増加を観察した。しかし、15 の管轄地域では変化はなかった。

③その他の生命保険商品

その他の生命保険商品に関しては、24 の管轄地域が利用可能性に変化がないことを報告した。5 つの管轄地域では、主に保証及びモーゲージローン保険商品に起因する増加が見られた。これらの管轄地域のうちの 1 つ（フランス）は、これらの商品が低利回り環境においてより戦略的になったと報告した。ある管轄地域（英国）では、年金契約が獲得される方法にシフトを観察した。新規年金契約の大部分は、確定給付年金制度部門における再編ならびにマネーパーチェス契約への振替の傾向によるものである。

変額年金は欧州の多くの管轄地域では重要ではないが、2 つの管轄地域（ギリシアとアイルランド）

Copyright ©2019 NLI Research Institute All rights reserved

でこれらの商品の減少傾向が報告され、会社はそれらを提供しなくなった。

(5)保証規模の推移

全体として、NSAs は保証の規模、特に金利保証の規模の減少を観察した。

金利保証については、15 の NSAs が保有契約における保証の規模の減少傾向を観察し、1 つの NSA（マルタ）のみが増加傾向を観察した。残りの NSAs は、トレンドがない（すなわち、金利保証の規模が安定している）か、全体的なトレンドがなく、商品に応じて全体像が混在している、ことを報告した。新契約についても同様の傾向があるが、増加傾向を見せている NSAs はなかった。

他の種類の保証（死亡時の保証保険金額、死亡以外の理由で保証された保証保険金額、解約返戻金保証、保険料返還保証、及び年金給付保証）の規模は、若干多くの NSA が保証規模の減少を増加よりも観察しているが、殆どの国で安定している。これらの保証の規模の傾向は、金利保証の規模の傾向ほど顕著ではない。

一般的に、（昨年の報告書で既に述べた）以下の現象が多数の NSAs によって観測されている。

・ユニットリンク、純粋保障、又はハイブリッド商品への移行
・契約に含まれる金融保証のレベルの低下、又は保証の構成方法の変更（年毎ではなく、契約の終了時のみ）
・保証期間の短縮

昨年報告されたのと同様に、LTG 商品の供給が減少した主な要因は次の通りである。

・低金利環境（7 つの NSAs が言及）
・低金利環境に起因する保証コストの増加、及びソルベンシーⅡの要件、特に技術的準備金及び SCR の計算におけるコストの反映（3 つの NSAs による）

(6)消費者保護問題への影響

NSAs の大多数は、長期保証付商品の利用可能性に関する現在の傾向が消費者保護の問題を引き起こしていることを観察していない。3 つの国がこれらの傾向に関して消費者保護問題を報告した。これらの問題は、商品に関する十分で公正かつバランスのとれた情報の提供、ユニットリンク保険の理解可能性及び低保証商品への移行、ならびに市場競争の欠如に関連していた。

(7) NSAs が行った監督活動及び措置

NSAs が行った主な監督活動及び措置は次の通りである。

・全ての生命保険会社に対する調査とインタビュー
・規制の改善（特に透明性と報告要件に関する）
・臨時の現地検査。この検査は市場行為に特化
　・消費者の利益に関係しない商品の移転、及びその販売方法に関する会社との積極的な協議
・保険ブローカー及び仲介人の適切な行動へのフォーカス
・準備金の組成に向けたコミュニケーション
・早期警戒の「消費者保護のリスクベースドシステム」の開発

 Copyright ©2019 NLI Research Institute All rights reserved

3―まとめ

以上、今回のレポートでは、EIOPA の報告書の第 2 のセクションに記載されている LTG 措置や株式リスク措置が直接的に会社の財務状況に与える影響以外の項目のうち、消費者及び商品に与える影響について報告した。

具体的には、長期保証付商品について、各種の保証種類の利用可能性及び保証水準のいずれにおいても、低下傾向にあることが報告された。この主たる理由は、市場の金利低下傾向や低金利環境の継続によるものであるが、ソルベンシーⅡによる資本規制の厳格化による影響も関係している形になっている。

今回の報告書は、あくまでも LTG 措置や株式リスク措置が消費者及び商品に与える影響について分析しており、こうした観点からは報告書が述べているように、このような長期保証付商品の利用可能性等に関する傾向が、消費者保護の問題を引き起こしていることは観察されていない、としている。

次回の 6 回目のレポートでは、EIOPA の報告書の第 2 のセクションに記載されている LTG 措置や株式リスク措置が直接的に会社の財務状況に与える影響以外の項目のうちの、EU 保険市場における競争と公平な競争の場、金融安定性に与える影響について報告する。

以　上

| Copyright ©2019 NLI Research Institute All rights reserved